

ユニフォーム等の広告に関する規程

第1条 〔目的〕

この規程は、有限責任中間法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）規約第30条およびユニフォーム規程に基づき、Vリーグ機構に所属するチームが使用するユニフォーム等の広告に関する事項について定める。

第2条 〔広告の表示〕

- ① Vリーグ機構所属のチームは、Vリーグ機構の承認を得てチームのユニフォーム、トレーニングウェア・Tシャツ、練習着のそれぞれに有償で広告を掲載し、使用することができる。
- ② 自チームの商品名やブランドは広告とする。
- ③ ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、スポンサーの名称および商品名等を、事前に所定の「ユニフォーム広告掲示申請書」により機構に届けなければならない。
- ④ 前項に基づく広告の、数および位置、サイズについては、特に定めないが、リーグマーク、背番号、チームネーム等の識別が可能なものでなければならない。
- ⑤ ユニフォームに、JVAまたはVリーグ機構が指定するキャンペーンマークその他、広告以外のものを表示する場合にも、④項に準ずるものとする。
- ⑥ 広告の表示は、チーム全員同じものでなければならない。

第3条 〔広告の禁止〕

次に該当する広告は、表示することを認めない。

- (1) 政党その他政治団体、選挙活動または宗教活動に関するもの。
- (2) 風俗営業に類するもの。
- (3) 意見広告や売名を目的とした広告に類するもの。
- (4) 青少年の健全育成に悪影響を及ぼす虞があると判断されるもの。
- (5) 責任の所在、内容等が不明確なもの又は誇大、不当表示その他表現方法等が不適切なもの。
- (6) 人権侵害や名誉毀損、各種差別的な内容のもの。
- (7) 反社会的な内容のもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。
- (9) その他、スポーツ、バレーボールの普及・発展やVリーグ機構の目的に照らして著しく相応しくないと代表理事が認めたもの。

第4条 〔例外〕

Vリーグ機構あるいはJVAが主催する競技会の内、Vリーグ機構あるいはJVAが特に指定した場合は、指定した広告を掲出すること。その場合は、自チームの広告掲載のトレーニングウェア、試合用ユニフォーム、Tシャツ等は使用できない。

第5条 〔懲罰〕

- ① チームが本規程に違反した場合は、催告なしに承認を取り消すものとする。
- ② 承認を取り消された後も、引き続き広告宣伝活動を行った場合は、除名・登録抹消・出場

停止・戒告・訓戒・罰金をもって行う。

第6条（改正）

本規程を改正しようとするときは、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

附 則

1. 本規程は、2006/07 シーズンから適用する。

改 正

承認料に関する部分を抹消、修正（平成 19 年 9 月 6 日理事会承認）